



# 選挙・情報公開



## 選挙

問 選挙管理委員会(総務課内) ☎557-0614

### 選挙権

満18歳以上の日本国民で、住民登録された日(転入の届出をした日)から引き続き3か月以上町内に住んでいる方は、選挙権があります。

### 選挙人名簿の登録

#### ■定時登録

年4回、毎年3月、6月、9月、12月の1日現在で資格のある方を選挙人名簿に登録します。

#### ■選挙時登録

選挙を行う場合に、その登録基準日で新しく資格のある方を選挙人名簿に登録します。

### 投票

投票は、投票日に定められた投票所で投票することが原則ですが、下記の通り、期日前投票・不在者投票でも選挙に参加できます。また、投票所(期日前投票所を含む)での代理投票や点字投票ができます。

#### ■期日前投票

仕事、旅行等により当日投票できない方

#### ■不在者投票

名簿登録地以外の区市町村に滞在する方や、指定施設に入院または入所している方(都道府県の選挙管理委員会が指定した病院、特別養護施設等に限る)

#### ■郵便等による不在者投票

身体に障がいがある方、または要介護状態にある方のうち、下記条件に該当する方は郵送等による不在者投票ができます。

なお、投票するに当たり事前に郵便等投票証明書の交付を受けておく必要があります。

#### ▶条件

手帳の種類等	内容	等級等
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能障がい	1級・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸の障がい	1級・3級
	免疫・肝臓の障がい	1級～3級
戦傷病手帳	両下肢・体幹の障がい	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓の障がい	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5



みんなの一票大切に！

## 情報公開・個人情報保護制度

問 総務課 ☎557-7495

### 情報公開制度

町など(町長・教育委員会・選挙管理委員会・議会など)が保有している情報を町民の皆さまからの請求により公開する制度です。この制度を実施することで、町政がより一層開かれたものとなり、町民の皆さまと町との信頼関係が強化され、公正な町政の運営が図られることを目指しています。

ただし、法令で公開することができないと規定されている情報や個人のプライバシーに関する情報など、公開できないものもあります。

### 個人情報保護制度

町では、日常の業務で個人情報を扱いながら、住民サービスの向上に努めています。しかし、その取扱いに適正を欠いた場合は、皆さまのプライバシーが侵害されることになるため、個人情報の取扱方法を定めたものです。この制度により、町では皆さまの大切な個人情報を厳重に管理し、保護しています。

### 情報公開コーナー

情報公開請求などのあった文書、図面などの公開は、情報公開コーナーで行います。行政資料室としての機能も備え、町に関する資料などは、自由にご覧いただけます。

広告

目立つデザインお任せください!!

お見積り無料!

ポスター・チラシ  
はがき・パンフ

大量の名刺印刷  
承ります

相談できるお店

**M 瑞穂デザイン**  
izuho design  
TEL > 042-513-8618 ホームページ

役場前通り沿い、青梅信用金庫瑞穂支店様前  
〒190-1221 東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎2326-1 榎本ビル1F

瑞穂町商工会 正会員 青梅法人会正会員



選挙・情報公開